

連合岐阜発第074号
2026年3月6日

岐阜労働局長
原田浩一様

日本労働組合総連合会
岐阜県連合会(連合岐阜)
会長 筒井和浩

2026年度特定(産業別)最低賃金改定の意向表明について

貴職におかれましては、日夜労働行政遂行のためご尽力されていることに對し、敬意を表します。

さて、2026年度の特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る意向表明を次のとおり行います。

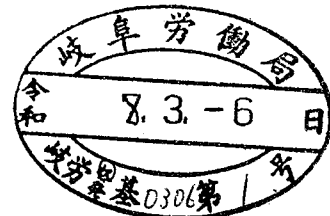
記

1. 金額改正

- (1) 岐阜県電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (2) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金
- (3) 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金

2. 新設

- (1) 総合スーパーマーケット
- (2) ドラッグストア
- (3) ホームセンター
- (4) 食料品スーパーマーケット
- (5) 電気機械器具小売業(中古品は除く)



3. 適用労働者の範囲

- (1) 地域：岐阜県内
- (2) 「意向表明産業・業種」を営む事業所に雇用される基幹的労働者。
意向表明産業別最低賃金は、下記のものについては適用を除外し、岐阜県最低賃金を適用する。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者。
 - ② 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

以上

特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和7年12月1日現在)

区分 最低賃金の件名	適用産業分類	適用使用者数	適用労働者数	申出必要者数 (1/3)
岐阜県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	E28	367	16,188	5,396
	E29(E294を除く)			
	E30			
岐阜県自動車・同附属品 製造業最低賃金	E311	310	17,763	5,921
岐阜県航空機・同附属品 製造業最低賃金	E314	65	5,836	1,945

※ 令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したもの。

令和8年度岐阜地方最低賃金審議会 審議方針（案）

令和8年3月19日

岐阜地方最低賃金審議会は、下記事項に留意し審議を行うものとする。

記

- 1 諮問に係る改正審議に当たっては、専門部会を設置して調査審議を行う。
審議会委員は、専門部会委員の選任について、関係団体が公示期限までに推薦できるように協力するものとする。
- 2 令和8年度において諮問された岐阜県最低賃金については、令和8年10月1日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
- 3 特定最低賃金は、岐阜県全域において適用する。
特定最低賃金の改正等の必要性に係る調査審議については、審議会で行う。
改正等の決定については、全会一致の議決となるよう努める。
- 4 特定最低賃金については、原則として、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするが、専門部会において全会一致で議決されなかった場合には、審議会で決議するものとする。
- 5 令和8年度において諮問された特定最低賃金については、一括して令和8年12月21日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
ただし、新設申出業種については、当該申出の取扱いが決定された時点において、別途協議するものとする。

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(地域別最低賃金)

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)

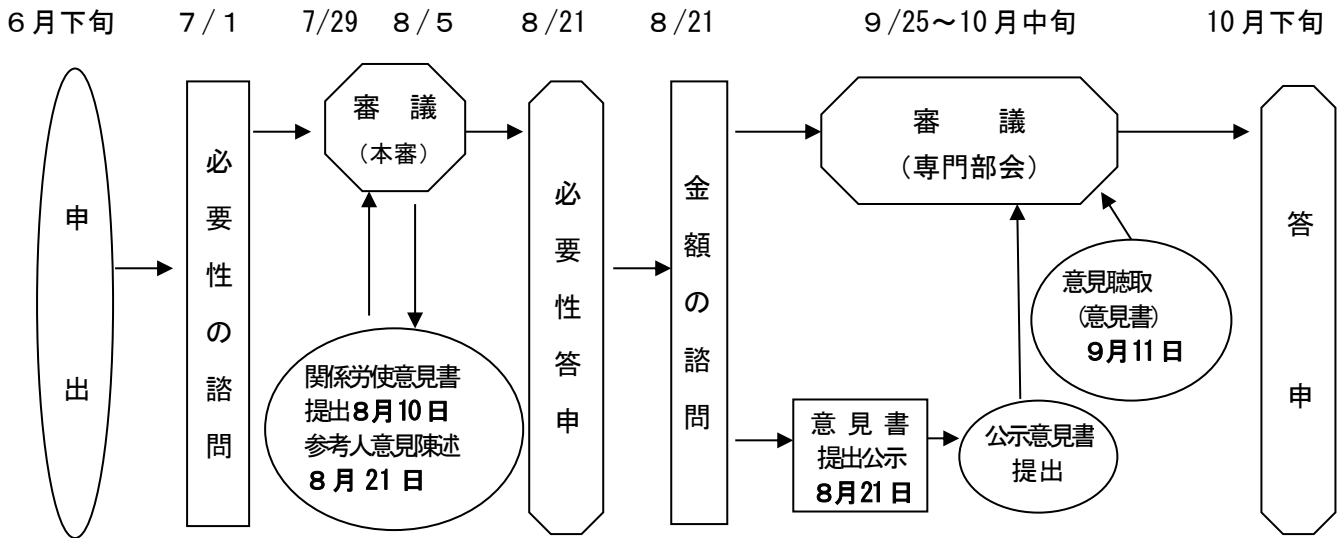
令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(特定(産業別)最低賃金)

※12月21日(月)発効とするためには、10月22日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)

特定最低賃金の審議の流れ（令和8年度）



※10月下旬の答申は、専門部会で最賃審議会令第6条第5項による答申がされなかった場合。

令和8年度審議日程

会議日等	審議内容	意見聴取等
7月1日(水) 第494回 岐阜地方最低賃金審議会	・改正必要性諮問 (改正申出要件を満たす申出書が提出された業種)	・労使双方は8月10日(月)までに改正必要性に係る意見書を提出。参考人意見陳述を希望する場合は事務局へ申出。
8月21日(金) 第497回 岐阜地方最低賃金審議会	・必要性有無に係る審議(各業種) ・必要性有無に係る答申(各業種) ・金額改正に係る諮問(必要性ありの業種)	・必要性有無に係る意見書朗読(事務局) ・必要性有無に係る参考人意見陳述
9月25日(金) 特賃合同専門部会	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程の審議、資料説明	・労使双方は9月11日(金)までに金額改正に係る意見書を提出。
10月上旬~10月中旬 特賃専門部会	・金額改正審議(各業種) ・金額改正に係る答申(全会一致の場合)	・金額改正に係る意見書朗読(事務局)

令和8年6月～10月審議会・専門部会等日程(案)

6月		7月		8月		9月		10月	
1 (月)	1 (水)	第494回本審(10:00)	1 (土)		1 (火)	県最賃官報公示	1 (木)	県最賃発効	
2 (火)	2 (木)		2 (日)		2 (水)		2 (金)	第2回航空機専門部会(13:30)	
3 (水)	3 (金)		3 (月)	第2回専門部会(13:30)	3 (木)		3 (土)		
4 (木)	4 (土)		4 (火)	第3回専門部会(13:30)	4 (金)		4 (日)		
5 (金)	5 (日)		5 (水)	第4回専門部会(9:30) 第496回本審(11:00)	5 (土)		5 (月)	第2回電機専門部会(13:30)	
6 (土)	6 (月)		6 (木)		6 (日)		6 (火)		
7 (日)	7 (火)		7 (金)	第4回専門部会予備日(9:30) 第496回本審予備日(11:00)	7 (月)		7 (水)	第2回自動車専門部会(13:30)	
8 (月)	8 (水)		8 (土)		8 (火)		8 (木)		
9 (火)	9 (木)		9 (日)		9 (水)		9 (金)	第3回航空機専門部会(13:30)	
10 (水)	10 (金)		10 (月)		10 (木)		10 (土)		
11 (木)	11 (土)		11 (火)	山の日	11 (金)		11 (日)		
12 (金)	12 (日)		12 (水)		12 (土)		12 (月)	スポーツの日	
13 (土)	13 (月)		13 (木)		13 (日)		13 (火)		
14 (日)	14 (火)		14 (金)		14 (月)		14 (水)	第3回電機専門部会(13:30)	
15 (月)	15 (水)		15 (土)		15 (火)		15 (木)		
16 (火)	16 (木)		16 (日)		16 (水)		16 (金)		
17 (水)	17 (金)		17 (月)		17 (木)		17 (土)		
18 (木)	18 (土)		18 (火)		18 (金)		18 (日)		
19 (金)	19 (日)		19 (水)		19 (土)		19 (月)	第3回自動車専門部会(13:30)	
20 (土)	20 (月)	海の日	20 (木)		20 (日)		20 (火)		
21 (日)	21 (火)		21 (金)	第497回本審(9:30)	21 (月)	敬老の日	21 (水)	第498回本審(10:00)	
22 (月)	22 (水)		22 (土)		22 (火)	国民の休日	22 (木)		
23 (火)	23 (木)		23 (日)		23 (水)	秋分の日	23 (金)		
24 (水)	R 7特賃申出書提出		24 (月)		24 (木)		24 (土)		
25 (木)			25 (火)	第497回本審予備日(9:30)	25 (金)	特賃合同専門部会(14:00)	25 (日)		
26 (金)			26 (水)		26 (土)		26 (月)		
27 (土)			27 (木)		27 (日)		27 (火)		
28 (日)			28 (金)		28 (月)		28 (水)		
29 (月)			29 (土)	第495回本審(13:30) 第1回専門部会(15:00)	29 (火)		29 (木)		
30 (火)			30 (日)		30 (水)		30 (金)		
31 (水)			31 (金)		31 (月)		31 (土)		

審議会・専門部会等日程（案）一覧

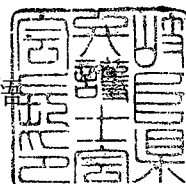
開催日	開催時刻	会議名	議題
令和8年 7月1日（水）	10:00	第494回岐阜地方最低 賃金審議会	岐阜県最低賃金改正諮問 特定最低賃金必要性諮問
7月29日（水）	13:30	第495回岐阜地方最低 賃金審議会	岐阜県最低賃金意見陳述 同日安伝達 特定最低賃金必要性審議
	15:00	第1回岐阜県最低賃金 専門部会	部会長選出・運営規程・議事公開 範囲・資料説明
8月3日（月）	13:30	第2回岐阜県最低賃金 専門部会	金額審議
8月4日（火）	13:30	第3回岐阜県最低賃金 専門部会	金額審議
8月5日（水）	9:30	第4回岐阜県最低賃金 専門部会	金額審議
	11:00	第496回岐阜地方最低 賃金審議会	岐阜県最低賃金答申 特定最低賃金必要性審議
8月7日（金）	9:30 11:00	第4回岐阜県最低賃金 専門部会（予備日） 第496回岐阜地方最低 賃金審議会（予備日）	同上
8月21日（金）	9:30	第497回岐阜地方最低 賃金審議会	岐阜県最低賃金異議諮問・同答申・ 特定最低賃金意見陳述・同必要性 答申・同金額諮問
8月25日（火）	9:30	第497回岐阜地方最低 賃金審議会（予備日）	同上
9月25日（金）	14:00	特定最低賃金 合同専門部会	部会長選出・運営規程・議事公開 範囲・資料説明

開催日	開催時刻	会議名	議題
10月2日（金）	13:30	第2回航空機専門部会	金額審議
10月5日（月）	13:30	第2回電機専門部会	金額審議
10月7日（水）	13:30	第2回自動車専門部会	金額審議
10月9日（金）	13:30	第3回航空機専門部会	金額審議・答申
10月14日（水）	13:30	第3回電機専門部会	金額審議・答申
10月19日（月）	13:30	第3回自動車専門部会	金額審議・答申
10月21日（水）	10:00	第498回岐阜地方最低賃金審議会	専門部会報告・専門部会廃止
11月6日（金）	10:00	第499回岐阜地方最低賃金審議会	異議申出審議 (異議申出なしの場合は非開催)
令和9年 2月15日（月）	14:00	第1回運営小委員会	委員長等選出・令和9年度審議方針 令和9年度上半期日程調整
3月17日（水）	16:00	第500回岐阜地方最低賃金審議会	令和9年度審議方針 令和9年度上半期日程調整 特定最低賃金意向表明

令和8年3月12日

岐阜地方最低賃金審議会 審議会長 様

岐阜県弁護士会
会長 小 森 正 博



会長声明の送付について

この度、当会では常議員会の議を経て、下記会長声明を発表しましたのでご送付いたします。

1. 最低賃金の大幅引き上げの継続と、これを担保する賃上げ原資確保施策の充実に求める会長声明



・最低賃金の大幅引き上げの継続と、これを担保する賃上げ原資確保施策の充実を求める
会長声明

1 最低賃金については、5年連続で過去最高の引き上げがなされ、令和7年度にはすべての県で最低賃金が1000円を超え、岐阜県では1065円に、全国加重平均は1121円まで引き上げられた。

しかしながら、令和7年の引き上げ額は、全国加重平均で66円と、政府が令和7年度骨太方針で謳った2020年代中の全国加重平均1500円の目標達成に必要な年割り額(74.2円)を下回った。

物価高にあえぐ低所得者の生活を担保し、また政府目標を達成するためにも、2020年代中の全国加重平均1500円の目標を堅持し、令和8年も引き続き過去最高の最低賃金の引き上げの継続が必要である。

併せて、全国一律の最低賃金制度への制度改革も急がれるべきである。なぜなら、最低賃金の格差が労働人口の流出を招き、ひいては地方の活力を低下させることなどから、最低賃金が低額な県を中心に中央最低賃金審議会の目安額を大幅に引き上げる動きがあるほか、実質的な生計費に地域間格差が乏しいとの研究結果も報じられており、地域別最低賃金制度の意義について改めて考え直す時期に来ているからである。

2 また、発効日が大幅に遅くなったことも令和7年度の大きな特徴であり、例年どおり10月1日に発効した県はわずか1県(栃木県)のみとなり、27の府県で11月以降の、6県では年明けの発効となり、最も遅い秋田県の発効日は半年遅れの3月31日となった。

発効が遅くなれば、その分年度内に労働者が得られる賃金が目減りする。秋田県のように発効日が半年遅くなれば、実質的には引き上げ幅が半額にとどまった場合と同様の賃金が得られるにとどまることになる。

わが国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としており(最低賃金法1条)、今後も、発効日が遅れ、労働者の得られる賃金が目減りすることになれば、最低賃金制度の趣旨に悖ることになるため、発効の遅れについての対策も急務である。

この点、本年2月18日中央最低賃金審議会は、最低賃金の発効時期について議論を行い、3月中に報告書をまとめる方針であると報じられた。かかる議論および報告書においては、前記のような最低賃金制度の趣旨を踏まえた議論、報告を強く期待する。

3 最低賃金の引き上げ幅や、発効日の遅れについては、いずれも賃金の支払い能力担保の観点によるものと報じられている。

このことは、これまで行われてきた生産性の向上や価格転嫁などの賃金の支払い能力担保政策では、政府が掲げた最低賃金の引き上げ目標達成には不十分であり、さらなる政策の充実が急がれることを示している。

最低賃金の大幅引き上げに対して、賃金支払い能力の面で苦境に立たされることになるのは零細事業者である。これらの事業者においては、もともと事業規模が小さいことから、売り上げ増、生産性の向上や価格転嫁などにより多額の賃金原資を得ることは難しい側面がある。そのため、効果的なのは事業者の負担軽減策である。

かかる観点からすると、一定規模以下の事業者について、社会保険料の事業主負担部分の減免の措置を行うことが一つの方策として考えられる。

さらに、これらの施策によっても、賃上げ原資の確保が困難な事業者の存在も想定されることから、さらなる施策についても検討すべきである。

例えば、秋田県では、令和8年1月から、最低賃金の大幅引き上げで影響を受ける中小企業等の負担激変緩和のための緊急支援金事業を開始した。このような制度について国の財源による実施施策が行われることや、岐阜県が独自財源により実施することも検討されるべきである。

4 以上のことを踏まえ、当会は、国に対して、2020年代中の全国加重平均1500円の目標を堅持し、令和8年も引き続き過去最高の最低賃金の引き上げを行うとともに、かかる大幅な最低賃金の引き上げに対応できる賃金原資確保施策を積極的に行い、もって物価高にあえぐ労働者が健康で文化的な生活を確保することを求める。岐阜県に対して、過去最高の最低賃金の引き上げの継続と、これを担保する独自の賃金原資確保施策を求める。岐阜県地方最低賃金審議会には、過去最高の最低賃金の引き上げの継続と、国や都道府県の賃上げ原資確保施策も踏まえ、令和8年度は例年通り10月1日発効することを求める。

2026年（令和8年）3月11日

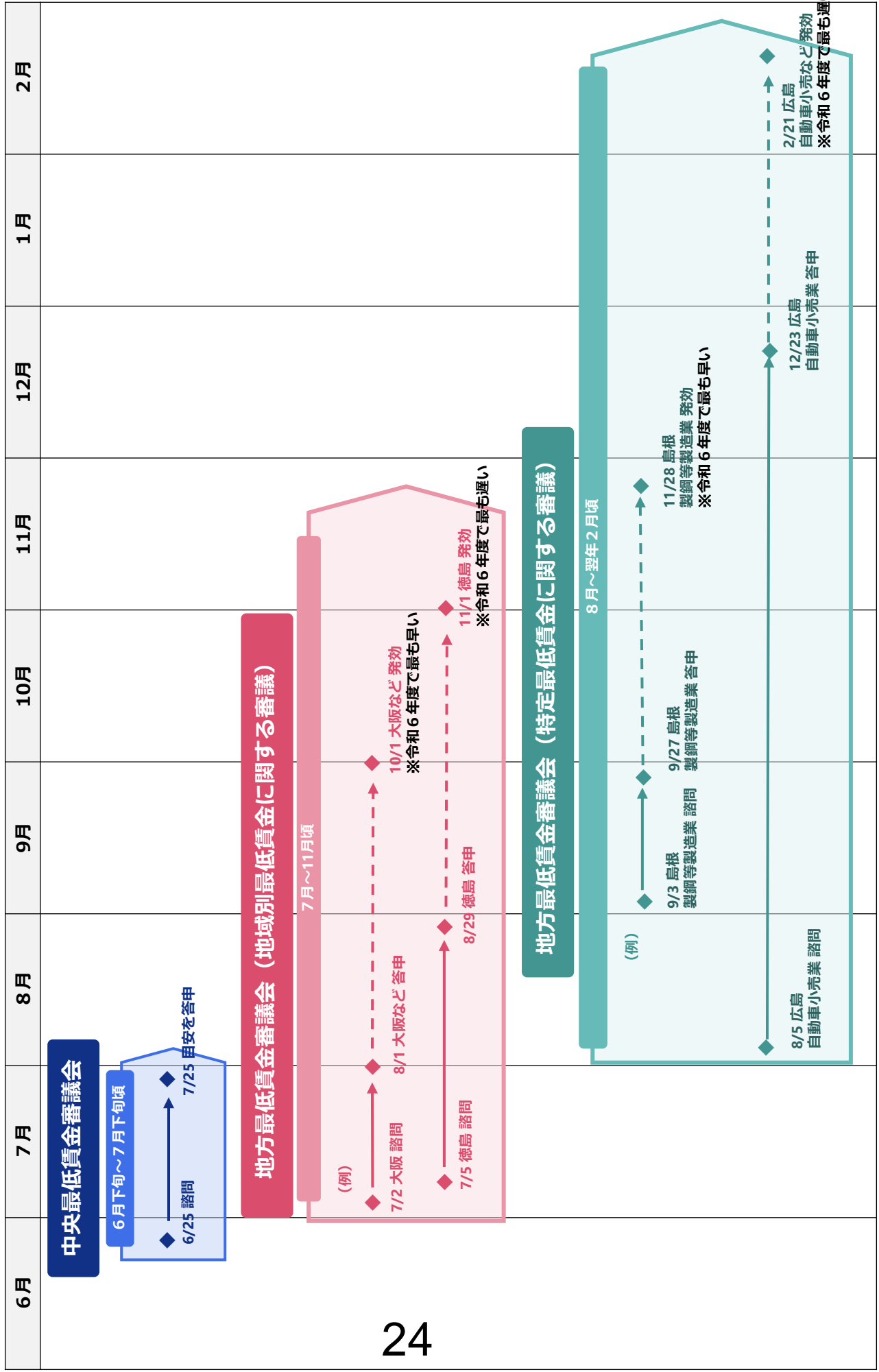
岐阜県弁護士会

会長 小 森 正 悟



2 自 安 答 申 後 の 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 に お け る 審 議 の 流 れ

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ（令和6年度の例）



令和6年度 地域別最低賃金額一覽

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
A	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
B	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道府県名	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5			
B	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
C	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
全国加重平均	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
		1055	(1004)	51		

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の**労使の取組を補完するもの**
- 産業又は職業ごとに適用**適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定**されている
- その決定は、**労使のイニシアティブにより決まる**
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- **特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ**（法第16条）

＜特定最低賃金の規定例＞

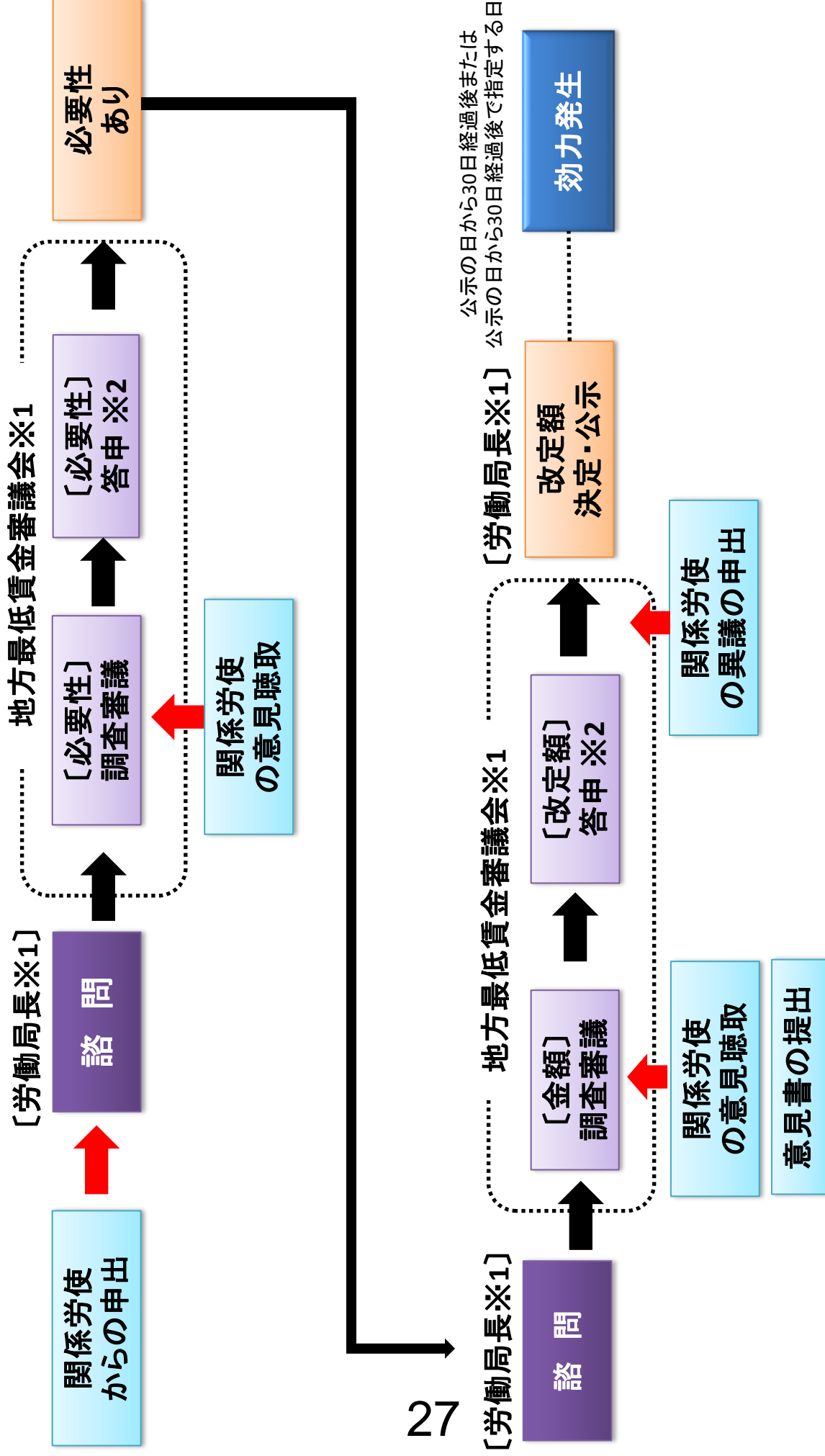
名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（中略）を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



27

※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する<u>セーフティネット</u>
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関に決定を義務付け（全国各地域について、必ず決定されなければならない。）
効力	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力</u> （最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>刑事的な効力（50万円以下の罰金）</u> ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ <u>民事的な効力（同左）</u>

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

- 関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。
- 申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

<p>労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合</p>	
<p>新しく決定する場合の申出の要件</p>	<p>改正・廃止する場合の申出の要件</p>
<p>① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること</p> <p>② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること</p>	<p>① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること</p> <p>② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること</p>
<p>公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合</p>	
<p>新しく決定する場合の申出の要件</p>	<p>改正・廃止する場合の申出の要件</p>
<p>○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)</p>	<p>○ 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等</p>

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

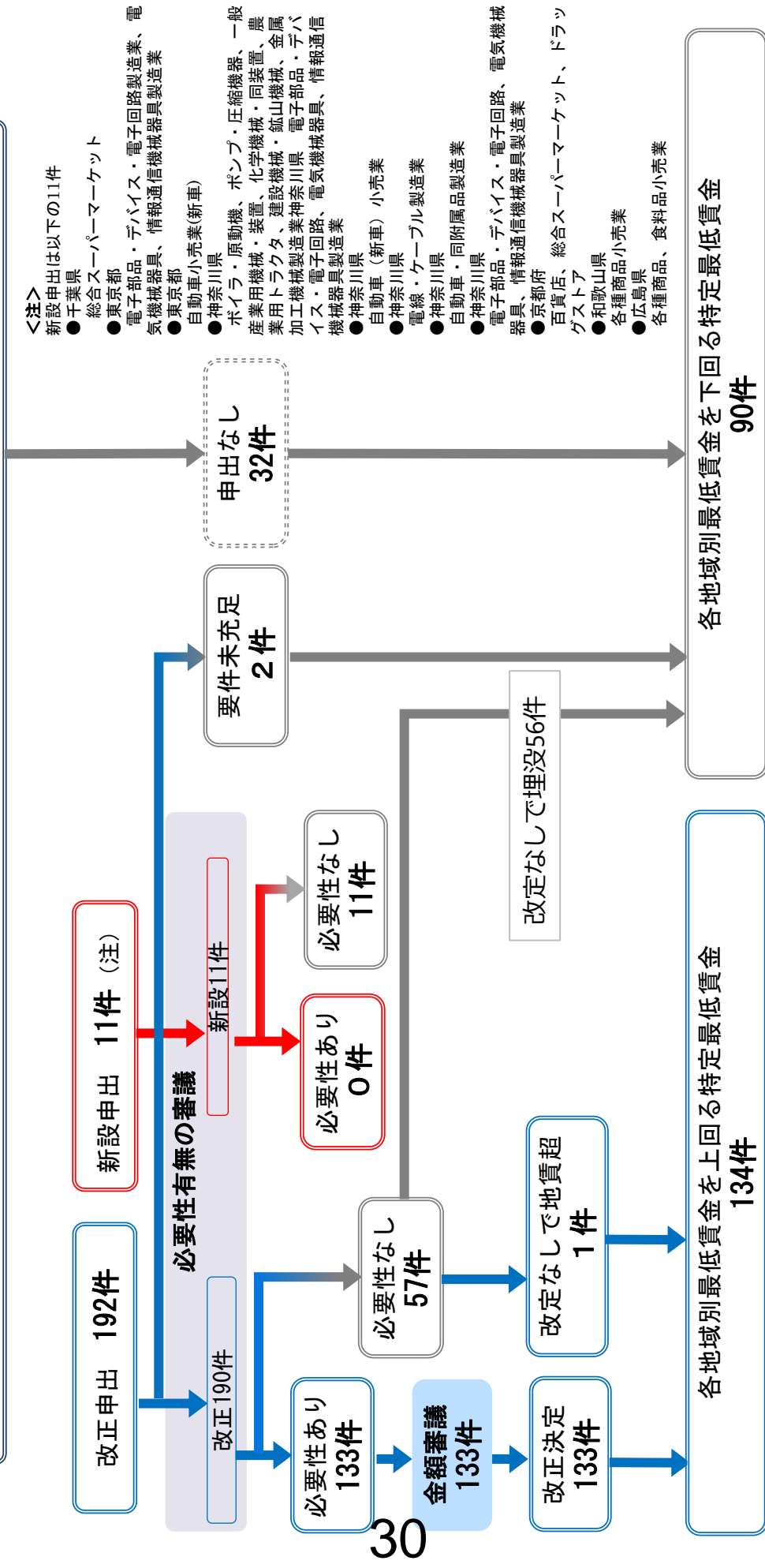
なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの合意による申出があつたものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産業別最低賃金2件) ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



<注>

新設申出は以下の11件

●千葉県

●総合スーパーマーケット

●東京都

●電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

●東京都

●自動車小売業(新車)

●神奈川県

●ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

●神奈川県

●自動車(新車)小売業

●神奈川県

●電線・ケーブル製造業

●神奈川県

●自動車・同附属品製造業

●神奈川県

●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

●京都府

●百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア

●和歌山県

●各種商品小売業

●広島県

●各種商品、食料品小売業

令和7年3月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産業別最低賃金2件※)

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わなかった「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるといふ産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。



労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。